

# ○不破消防組合情報公開等審査会規則

平成29年5月9日規則第4号

## 不破消防組合情報公開等審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、不破消防組合情報公開条例（平成29年不破消防組合条例第2号）第21条及び不破消防組合個人情報保護条例（平成29年不破消防組合条例第3号）第29条の規定により、不破消防組合情報公開等審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、交付の日から施行する。

